

G I 申請に必要な調査等実施規定

平成 29 年 4 月 26 日付け 29 食需研第 91 号

第 1 目的

地理的表示（以下「G I」という。）保護制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品（以下「地域産品」という。）のうち、品質等の特性が産地と結びついており、その結び付きを特定できるような名称が付されているものについて、その名称を G I として保護する制度であるため、登録申請に当たっては、地域産品の特性と地域との結び付き等を説明した明細書（以下「明細書」という。）のほか、生産者団体等自らが、その構成員が明細書に適合した生産を行っているか否かを確認する生産行程管理業務規程を新たに策定する必要がある。このため、一般社団法人食品需給研究センター（以下、「食品需給研究センター」という。）は、農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5 4 1 2 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の 2 の（1）の 1 の（2）G I 申請に必要な調査等の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5 4 1 8 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び地理的表示保護制度活用総合推進事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5 6 9 8 号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、国の補助金を受け、G I 申請に必要な調査等を支援する事業を実施するものとする。

なお、本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林水産省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、実施要綱、交付要綱、実施要領及び本規定に定めるところによる。

第 2 生産者団体（事業実施主体）の要件

本事業を実施する者は、地理的表示の申請を行う生産者団体であり、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」第 2 条第 5 項及び規則第 1 条に規定する生産者団体の定義を満たすものとする。

なお、次に掲げる団体のいずれかに該当すること

- ① 事業協同組合（中小企業等協同組合法）
- ② 協同組合連合会（中小企業等協同組合法）
- ③ 農業協同組合（農業協同組合法）
- ④ 農業協同組合連合会（農業協同組合法）
- ⑤ 森林組合（森林組合法）

- ⑥ 森林組合連合会（森林組合法）
- ⑦ 漁業協同組合（水産業協同組合法）
- ⑧ 水産加工業協同組合（水産業協同組合法）
- ⑨ 漁業協同組合連合会（水産業協同組合法）
- ⑩ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）であって生産業者を直接又は 間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの
- ⑪ 株式会社（会社法）であって生産業者を構成員とするもの
- ⑫ 一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）であって生産業者を構成員とするもの
- ⑬ 法人でない団体（代表者又は管理人の定めのあるものに限る。）であって生産業者を構成員とするもの
- ⑭ ①から⑬までのほか、生産業者を構成員とする団体 ⑮ ①から⑭までに相当する外国の団体

第3 事業の内容

食品需給研究センターは、第2の要件を満たす生産者団体が行う次に掲げる事業について、その要する経費の1/2を補助するものとする。

生産者団体は、G I登録・申請に向けて明細書や生産行程管理業務規定等の作成に必要な調査等を実施する。

具体的には、次のとおりとする。

- (1) 特性に係る成分分析等
成分分析、官能評価テストなど
- (2) 社会的評価の立証調査
認知度調査、需要者・流通業者インタビューなど
- (3) 特性と地域の結びつきに係る調査
自然的条件データ収集、歴史伝統の文献・研究論文収集調査など
- (4) 実態把握に必要な調査
他の地域等における類似名称や流通実態調査など
- (5) 上記に係る検討会の開催
調査結果の取りまとめや地域の合意形成など

第4 補助対象経費等

本事業の補助対象経費は、委員等謝金・旅費、会議費、分析費、調査費、調査機器費、調査員手当、報告書作成費用、消耗品費とする。

第5 補助金額及び補助率

補助金の予算額は、6,750千円であり、この予算の範囲内で本事業に必要な経費を助成する。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。
本事業の補助率は、1 / 2以内とする。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から平成30年2月28日までとする。

第7 生産者団体の採択基準等

採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施計画が事業の目的に照らして適切なものであること。
- (2) 対象産品がG I申請書の特性や地域との結びつき等の立証に有効な結果が期待できること。
- (3) 実施計画に基づき確実に実行できること。
- (4) 事業実施経費の積算内訳が適切であること。
- (5) 対象産品がG I申請の要件に照らし合わせて妥当であること。
- (6) G I申請書の提出スケジュールが明確になっていること。
- (7) G I申請書類等の作成を委託するものでないこと。

第8 事業実施等の手続

1 生産者団体の公募

- (1) 食品需給研究センターは、地理的表示に必要な調査等の実施に当たり、G Iについて知見を有する者等から構成される審査委員会を設置し、G I申請に必要な調査等を実施する生産者団体等を公募するものとする。
- (2) 審査委員会は、生産者団体が交付対象要件に合致するか、事実施業計画が適切であるか等について審査を行うものとする。
なお、食品需給研究センターは、生産者団体を公募するごとに、審査委員会を開催し、審査を行うものとする。
- (3) 食品需給研究センターは、(3)の審査の結果（採択（承認）又は不採択）を生産者団体に対し、通知するものとする。

2 調査等実施計画

(1) 事業実施計画の作成及び承認

公募により選定された生産者団体は、別記様式1により事業実施計画を作成し、食品需給研究センターに提出するものとする。食品需給研究センターは、実施要領第7の4の(1)の規程に基づき、調査等実施計画を農林水産省食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 調査等実施計画の変更又は中止若しくは廃止

調査等実施計画の変更又は中止若しくは廃止については、(1)に準じて行うものとする。

3 補助金交付の申請

- (1) 第8の2により、承認の通知を受けた生産者団体は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式2により作成し、食品需給研究センターに提出するものとする。
- (2) 生産者団体は、(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない生産者団体については、この限りでない。
- (3) 食品需給研究センターは、(1)の交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、生産者団体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。
- (4) 生産者団体は、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を食品需給研究センターに提出しなければならない。

4 事業進捗状況管理・助言等

食品需給研究センターは、生産者団体に対して、事業実施年度の途中、必要な報告を求めることができることとする。また、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

5 事業遅延の届出

生産者団体は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を食品需給研究センターに提出しなければならない。

6 実績報告

- (1) 生産者団体は、平成30年3月5日までに、別記様式3の実績報告書を食品需給研究センターに提出しなければならない。
- (2) (1)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記様式4の消費税相当額報告書により速やかに食品需給研究センターに報告するとともに、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

7 補助金の額の確定

- (1) 食品需給研究センターは、6の(1)の規定による実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該補助金の額を確定し、生産者団体に通知する。
- (2) 食品需給研究センターは、生産者団体に交付すべき補助金の額が確定した後、速

やかに補助金を支払うものとする。

第9 事業の着手

本事業の実施については、原則として、補助金の交付決定後に着手するものとする。

第10 交付決定の取消し等

1 食品需給研究センターは、第8の3の(1)の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8の2の(3)の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 生産者団体が、法令、実施要綱又は実施要領、本規程に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 生産者団体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 生産者団体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合

(4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 食品需給研究センターは、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 食品需給研究センターは、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第11 補助金の経理

1 生産者団体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 生産者団体は、前項の収入及び支出について交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業終了の実施年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第12 情報の取扱い

食品需給研究センターが設置する審査委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た生産者団体の本事業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第13 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、食品需給研究センターが別に定めるものとする。
- 2 事業内容についての問い合わせ先
一般社団法人食品需給研究センター 電話 03-5567-1991

附則

この規程は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成29年4月〇〇日）から施行する。

別記様式 1

番 号
年 月 日

一般社団法人食品需給研究センター
理事長 白須 敏朗 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 29 年度地理的表示申請に必要な調査等の実施規定に基づく調査等実施計画の（変
更）承認申請について

地理的表示申請に必要な調査等実施規定（平成 29 年 4 月〇〇日付け 29 食需研第〇〇
号）第 8 の 2 の（1）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請する。

1 事業の目的

2 事業の内容

別添 1 「地理的表示申請に必要な調査等実施規定に基づく調査等実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		国 費 補助金	事業実施 主体	
1 G I 申請に必要な調査等	千円	千円	千円	
合 計				

4 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算 (本年度 精算額)	前年度予算額 (本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

注：備考欄にその他の内容を記載すること。

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度 精算額)	前年度予算額 (本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

6 添付書類

(1) 定款

(2) 最近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(3) 別添1の「地理的表示申請に必要な調査等実施規定に基づく調査等実施計画書」

(4) 別添2の「生産者団体の概要等」

別添1

地理的表示申請に必要な調査等実施規定に基づく調査等実施計画書

1 事業計画概要

(1) 本事業で取り組む地理的表示申請に必要な調査等の目的

--

(2) 本事業で取り組む地理的表示申請に必要な調査等の内容

ア	特性に係る成分分析等
	(例) ①製品の成分分析 ②製品の官能評価テスト
イ	社会的評価の立証調査
	(例) ①認知度調査 ②需要者・流通業者のインタビュー
ウ	特性と地域の結びつきに係る調査
	(例) ①自然的条件データ収集、 ②歴史伝統の文献・研究論文収集調査など
エ	実態把握に必要な調査
	(例) ①他の地域等における類似名称や流通実態調査など
オ	上記に係る検討会の開催
	(例) ①調査結果の取りまとめの検討会 ②地域の合意形成など

注：アからエの欄は、複数の取り組みが見込まれる場合は、それぞれに対応した番号を付し、全て列記すること。

2 事業別内訳

(1) 特性に係る成分分析等

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	
計				

(2) 社会的評価の立証調査

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	
計				

(3) 特性と地域の結びつきに係る調査

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	
計				

(4) 実態把握に必要な調査

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	
計				

(5) 上記に係る検討会の開催

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	
計				

注1： 事業内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして記載すること。

2： 備考欄には、積算基礎等を記載すること。

3： 事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に委託先と委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載すること。

別添2

生産者団体の概要等

1. 生産者団体の概要

代表者氏名 担当者氏名 所属部署 〒 住所 電話番号 FAX メールアドレス	
生産者団体の 事業概要	

注：団体の概要がわかるパンフレット等を添付する。

2. 実施体制

※経理担当者を含む事業担当者・開発担当者の経験、能力、配置計画など

3. 事業の一部委託

委託先の名称	住所・連絡先	委託する事業の内容	委託の必要性	金額

4. 協力機関等

協力機関等の名称	住所・連絡先	協力して実施する事業・取組の内容

注：協力機関がある場合、記載すること。

5. スケジュール（G I 申請書提出のスケジュールを含む）

6. G I 申請の要件について

項目	内容	現状について記載してください	備考
1 生産者団体	製品の生産業者を直接、または間接的に構成員とする生産者団体であり、生産業者の多くが会員・組合員として組織化されているか。		

2 製品の区分	地理的表示法の対象品目であるか。		
3 製品の名称	地域と結びついた名称の使用実績があるか。		
4 生産地	生産者の農地、圃場、製造所・加工所等が所在する地域の範囲は特定されているか。		
5 製品の特性	①外観・形状、食味、栄養価などに、その品目の一般的な製品と比較して、特徴があるか。		
	②社会的に高い評価を受けており、その評価が記された文献等があるか。（市場評価、受賞歴、研究論文、書籍、新聞記事など）		
6 生産の方法	①特性を付与する生産方法の基準が定められ、遵守されているか。		
	②特性に係る出荷基準が定められている場合に、これが遵守されているか。		
7 製品の特性と生産地との結びつき	製品の特性は、生産地の自然的な特性（気候・風土・土壌など）や人的な特性（伝統製法、地域伝統の文化や行事など）と結びついているか。		
8 生産の実績	概ね25年以上の生産実績があるか。		
9 商標登録	その名称が既に商標登録されている場合、商標権者からGI登録することの承諾を得ることができるか。		

別記様式 2

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人食品需給研究センター
理事長 白須 敏朗 殿

所在地
会社名
代表者氏名 印

平成 29 年度地理的表示申請に必要な調査等の実施規定に基づく調査等交付申請書

地理的表示申請に必要な調査等実施規定（平成 29 年 4 月 26 日付け 29 食需研第 91 号）
第 8 の 3 の（1）に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

区 分	補助事業に要 する経費 (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
(1) 特性に係る成 分分析等	円	円	円	
(2) 社会的評価の 立証調査				
(3) 特性と地域の 結びつきに係る 調査				
(4) 実態把握に必 要な調査				
(5) 上記に係る検 討会の開催				
合 計				

注： 備考欄には仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(記載要領)

- 1 承認された計画書の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 前記1により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があった事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること
- 3 申請の際には以下の書類を添付すること。なお、事業計画書に添付したものから変更がない場合は省略することができる。
 - (1) 定款、規約等及び収支予算書（又は収支決算書）
 - (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
 - (3) その他、一般社団法人食品需給研究センターが必要とする資料

一般社団法人食品需給研究センター
理事長 白須 敏朗 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成29年度地理的表示申請に必要な調査等の実施規定実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け食需研第〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、地理的表示申請に必要な調査等の実施規定（平成29年4月〇〇日付け食需研第〇〇号）第8の6の（1）の規定に基づき、その実績を報告する。また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を申請請求する。

記

地理的表示申請に必要な調査等の実施規定 〇〇〇〇円

（記載要領）

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には次の書類を添付すること。
 - （1）支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し、購入等の領収証の写し。
 - （2）外部へ委託した場合は、委託契約書の写し。
 - （3）補助金精算払額の送金先（銀行名・口座番号・口座名（フリガナ））

一般社団法人食品需給研究センター
理事長 白須 敏朗 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成29年度地理的表示申請に必要な調査等の実施規定の仕入れに係る消費税相当額報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け食需研第〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、地理的表示申請に必要な調査等の実施規定（平成29年4月〇〇日付け食需研第〇〇号）第8の6の（2）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）	金	円

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。なお、生産者団体が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 生産者団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。なお、生産者団体が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員 分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 生産者団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料